受託希望者公募手続に係る公示書

令和８年１１月１２日
福岡市環境局施設部臨海工場

１．公募の趣旨

本業務は、福岡市内および久山町で発生したし尿および浄化槽汚泥を受け入れ、固液分離を行って、液体分は生物処理した後、下水道法の水質基準以下に処理した水を公共下水道へ放流するものである。また処理過程で発生した汚泥は濃縮･脱水し、清掃工場へ運搬処理する。

施設の運転管理及び維持補修等においては厳重な安全対策が求められるとともに、当該業務に対する高度の知識と技術が必要であり、さらに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を熟知し、業務受託するに足りる人員や財政的基盤を有し、それに則った業務を遂行する必要がある。

４．の公募要件の全てを満たし、本業務の受託を希望する者を募るために参加意思の確認を行うものである。

公募の結果４．の公募要件を満たすと認められる者で、競争による見積合わせの手続を実施する。

２．委託契約の概要

（１）委託契約の件名　　中部汚泥再生処理センター 運営業務委託
（２）履　行　場　所　　福岡市 中央区 那の津二丁目 11 番３号外
（３）委託業務の内容　　し尿処理施設の運転管理、維持管理、ユーティリティ管理及び施設管理等
（４）履行期間(予定)　　令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

３．参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

（１）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）（以下、「廃掃法」という。）第７条第５項第４号のイ～ヌに該当しない者。
（２）福岡市･水道局･交通局競争入札有資格者名簿に登録されている者。
（３）「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続きの結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断される者を除く。

４．公募要件

（１）公募日現在において福岡市に本社･本店を有する法人であること。

（２）平成 28 年 11 月 10 日から令和８年 11 月 11 日までの間に下記いずれかの施設の運転管理を連続して複数年履行した実績がある者。

・汚泥再生処理施設又はし尿処理施設
・下水終末処理施設
・管理型廃棄物最終処分場の浸出水処理施設

（３）スクリュープレス式脱水機の継続的な運転及び保守実績を有すること。

（４）業務遂行責任者予定者と令和８年 11 月 11 日現在で３か月以上の雇用関係にあること。

（５）（２）項業務における実務経験を３年以上有し、かつ「廃掃法」第 21 条第３項及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（昭和 46 年９月 23 日厚生省令第 35 号）第 17 条に規定する、技術管理者資格（ただし、同条第１項第４号においては、受けた者に限る）を有する人員を２名以上配置すること。

なお、技術管理者は、脱水設備運転日には、必ず最低１名施設に常駐すること。

（６）前項の技術管理者のほか、業務遂行上必要な以下の資格所有者を配置することが可能であること。

・危険物取扱者（甲種又は乙種第四類）
・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
・特定化学物質等作業主任者
・公害防止管理者（水質）
・玉掛け技能講習修了者
・フォークリフト運転技能講習修了者
・電気主任技術者
（電気事業法施行規則第 52 条第２項による保安管理業務を委託する場合でも可）
・防火管理者
・第１種・第２種電気工事士　又は認定電気工事従事者
・建築物環境衛生管理技術者
・有機溶剤主任技術者
・中型Ｉ種自動車運転免許（8t 限定含む）

５．準備業務

見積合わせにより本業務委託を落札した者は、業務委託履行開始のために、現在の中部汚泥再生処理センター運営業務委託受託者から引継を受けること。なお、引継に要する費用は落札者の負担とする。

６．契約条件

見積合わせ後、次に掲げる条件を満たすことを契約の条件とする。

（１）器材検査を行う令和９年３月末までの間に、以下の車両を自社保有（借り上げ車両可）していること。

① 脱着ボデートラック（４ｔオムスビ型コンテナ運搬可能なもの）　　１台

② 電動フォークリフト(積載能力 300kg 程度　揚高 1800㎜以上)　　１台

（２）「廃掃法」第６条の２第２項及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和 46 年９月 23 日政令第 300 号）第４条に基づき、市が実施する受託資格審査に合格すること。

（３）契約の締結については、本件に係る予算が成立していること。

７．次年度以降の再契約

本業務を受託した者（特定の者との随意契約の手続に移行した場合を含む）は、業務の履行状況が良好な場合は、単年度契約で３回を限度に更新することができる。ただし、市の施策の変更等により、更新を行わない場合がある。

８．手続等

（１） 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等

① 配布期間

令和８年 11 月 12 日(木)から令和８年 11 月 30 日(月)までの（土曜･日祝日を除く）毎日、10 時から 16 時まで

② 配布場所

福岡市環境局施設部臨海工場 管理棟２階事務室

所在地　福岡市 東区 箱崎ふ頭四丁目１３番４２号

電　話　０９２－６４２－４５７７

担　当　松岡、簑原

③ 配布方法

配布場所において配布する。

④ 配布書類

公募説明書、参加意思確認書

（２） 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

令和８年 11 月 12 日(木)から令和８年 11 月 30 日(月)までの（土曜･日祝日を除く）毎日、10 時から 16 時まで

② 提出場所

（１）②に同じ。

③　提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に委託契約の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

＜必要な要件を満たすことを証する書類一覧＞

提出書類	公募要件
公募要件に相当する業務実績（契約書の写し、概要等の実績が分かる資料等、機器運転実績）	４．（２）（３）
雇用を証明する資料（業務遂行責任者予定者の社員名簿、居住地が分かる資料、有資格者証）の写し	４．（４）

（３）その他

① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。

③ ②の通知で、委託契約の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して７日以内に、書面により、福岡市環境局施設部臨海工場に対して、委託契約の履行に必要な要件を満たされないとされた理由について説明を求めることができる。

９．問い合わせ先

福岡市環境局施設部 臨海工場 中部汚泥再生処理センター
所在地　福岡市 東区 箱崎ふ頭四丁目１３番４２号
電　話　０９２－６４２－４５７７
担　当　松岡、簑原

１０．その他

予算その他本市の事情により、当該公募手続きの中止又は当該手続きにより行うこととなった当該業務の競争による見積合わせを中止する場合がある。その他詳細は公募説明書による。